

オルトートルイジン関係の政省令改正に係る追補について

平成 28 年 11 月 2 日付け政令第 343 号、同年 11 月 30 日付け厚生労働省令第 172 号及び厚生労働省告示第 403 号により、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則、労働安全衛生規則及び関係告示が改正され、オルトートルイジンが特定化学物質に追加されたほか、所要の規定が定められ、平成 29 年 1 月 1 日より施行されました。主な改正内容は下記のとおりです。

平成 29 年 1 月

中央労働災害防止協会

記

●労働安全衛生法施行令の改正

- ア 特定化学物質の第 2 類物質として、オルトートルイジン及びこれを重量の 1% を超えて含有する製剤その他の物（以下「オルトートルイジン等」）が追加された。これにより、当該物質を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び特殊健康診断を行わなければならない。（令別表第 3 関係）
- イ オルトートルイジン等の製造等業務に従事したことのある労働者に対し、配置転換後も特殊健康診断を行わなければならない。（令第 22 条関係）

●特定化学物質障害予防規則の改正

- ア オルトートルイジン等を特定化学物質の「特定第 2 類物質」及び「特別管理物質」に追加された。これに伴い、オルトートルイジン等については、特化則第 38 条の 3 の作業場内掲示、第 38 条の 4 の作業記録の作成及び記録の 30 年間保存、第 40 条第 2 項の特殊健康診断の結果の記録の 30 年間保存並びに第 53 条の記録の提出の対象となる。（特化則第 2 条及び別表第 1 関係）
- イ オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う屋内作業場については、作業環境測定及びその結果の評価を行い、これらの結果の記録を 30 年間保存しなければならない（特化則第 36 条及び第 36 条の 2 関係）。
- ウ 第 1 類物質または第 2 類物質の製造・取扱い作業にあたっては、シャワー等の洗浄設備の設置に加え、これらの飛散等により労働者の身体が汚染

された場合、速やかにシャワー等の洗浄設備により労働者の身体を洗浄しなければならない。「クロロホルム等」及び「クロロホルム等以外のものであつて別表第1第37号に掲げる物」についても適用となる。(特化則第24条、第38条関係)

エ 事業者は、オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及びこれらの業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、特化則第39条の特殊健康診断を実施しなければならない。(特化則第39条関係)

特殊健康診断項目は下記のとおり。

○一次健康診断 (特化則別表第3関係)

- 1 業務の経歴の調査*
- 2 作業条件の簡易な調査*
- 3 オルトートルイジンによる頭重*、頭痛*、めまい*、疲労感*、倦怠感*、顔面蒼白*、チアノーゼ*、心悸亢進*、尿の着色*、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 4 頭重*、頭痛*、めまい*、疲労感*、倦怠感*、顔面蒼白*、チアノーゼ*、心悸亢進*、尿の着色*、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 5 尿中の潜血検査
- 6 医師が必要と認める場合は尿中のオルトートルイジンの量の測定*、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

○二次健康診断 (特化則別表第4関係)

- 1 作業条件の調査*
- 2 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数*、網状赤血球数*、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査*

*印の項目は当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る

オ 日本産業衛生学会やACGIHから皮膚吸収による障害のおそれがあるとの勧告がなされている下記の物質の製造・取扱い作業の際には、特化則第44条で事業者に備付けを義務付けている保護衣等を使用しなければならない。(特化則第44条関係)

なお、同条及び第45条については、特化則第2条の2および第12条の2でクロロホルム等の特別有機溶剤およびそれらの有機溶剤業務以外の業務、液体状ナフタレンを製造又は取り扱う業務の適用が除外されていたが、今般の改正によりこれらも対象となった。

特化則第 44 条第 2 項及び第 3 項の保護具使用義務の対象物質

ジクロロベンジジン及びその塩、塩素化ビフェニル（別名 PCB）、オルトトリジン及びその塩、ベリリウム及びその化合物、ベンゾトリクロリド、アクリルアミド、アクリロニトリル、アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）、エチレンイミン、オルトトルイジン、オルトフタロジニトリル、クロロホルム、シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム、四塩化炭素、1，4—ジオキサン、3，3′—ジクロロ—4，4′—ジアミノジフェニルメタン、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）、ジメチル—2，2—ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）、1，1—ジメチルヒドラジン、臭化メチル、水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）、スチレン、1，1，2，2—テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリレンジイソシアネート、ナフタレン、ニトログリコール、パラニトロクロロベンゼン、弗化水素、ベンゼン、ペンタクロロフェノール（別名 PCP）、シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン又は 2—メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン、沃化メチル、硫酸ジメチル

カ 1，3—プロパンスルホンについて、保護具の使用による防護対策を一層徹底するため、労働者に対し、その使用が義務づけられた。（特化則第 38 条の 19 関係）

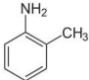
●労働安全衛生規則の改正

保護衣等の保護具の備付けを義務付けられる業務の範囲が、がん等も含めた健康障害全般を起こす業務に拡大された（安衛則第 594 条関係）。

●関係告示の改正

オルトトルイジンについて、下記のように規定された。

- ・作業環境測定における試料採取方法 固体捕集方法
- ・作業環境測定における分析方法 ガスクロマトグラフ分析方法
(作業環境測定基準 昭和 51 年労働省告示第 46 号)
- ・管理濃度 1ppm (作業環境評価基準 昭和 63 年労働省告示第 79 号)
- ・抑制濃度 1ppm
(特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能 昭和 50 年労働省告示第 75 号)
- ・抑制濃度を超えないよう局所排気装置を稼働すべき物質に追加
(特定化学物質障害予防規則第 8 条第 1 項の厚生労働大臣が定める要件 平成 15 年厚生労働省告示第 378 号)

(11の2) オルト・トルイジン (特定第2類物質, 特別管理物質)							
化学式等	C_7H_9N 2-アミノトルエン、 2-メチルアニリンともいう。 						
性質	融点-16°C (α型), -24°C (β型), 引火点 85°C, 沸点 200°C, 蒸気圧 34.5Pa (25°C)。特徴的な臭気のある無色～黄色の液体。空気や光にばく露すると帯赤茶色になる。						
おもな用途	アゾ系及び硫化系染料、有機合成、溶剤、サッカリン。						
有害性	ヒトに対する発がん性あり。国際がん研究機関 (IARC) の評価区分はグループ 1。膀胱がんを起こす十分な証拠がある。こうした尿路系の障害 (腫瘍等) に加えて、急性の影響として、溶血性貧血、メトヘモグロビン血症等 (具体的な症状は、頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等) 血尿が報告されている。経皮吸収する。						
障害の予防	<table border="0"> <tr> <td>管理濃度</td> <td>1ppm</td> </tr> <tr> <td>許容濃度 日本産業衛生学会</td> <td>1ppm 4.4mg/m³ 皮</td> </tr> <tr> <td>TLV ACGIH</td> <td>2ppm 8.8mg/m³ Skin</td> </tr> </table> (TLV-TWA) 取扱い場所の通風・換気をよくする。85°C以上では、密閉系および換気。20°Cではほとんど気化しない。しかし噴霧すると、浮遊粒子が急速に有害濃度に達することがある。許容濃度を超えても、臭気として十分に感じないので注意すること。あらゆる接触を避ける。取扱後は手などをよく洗うこと。 火気厳禁。炎や高温のものから遠ざけること。	管理濃度	1ppm	許容濃度 日本産業衛生学会	1ppm 4.4mg/m ³ 皮	TLV ACGIH	2ppm 8.8mg/m ³ Skin
管理濃度	1ppm						
許容濃度 日本産業衛生学会	1ppm 4.4mg/m ³ 皮						
TLV ACGIH	2ppm 8.8mg/m ³ Skin						
保護具	化学防護手袋、保護眼鏡、安全ゴーグル、保護面、呼吸用保護具、化学防護服を着用すること。						
応急措置	皮膚に付着した場合は、直ちに大量の水と石鹸で洗い落とすこと。汚染した衣服は脱がせる。目に入った場合、数分間注意深く洗い、医師に連絡する。流水で 15 分間以上洗い、眼科医の処置を受ける。作業が終わったら、うがい、洗眼を励行すること。 吸入した場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。人工呼吸が必要なことがある。医療機関にただちに連絡する。ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。						
災害事例	化学工場で複数の労働者が膀胱がんを発症していることが明らかになり、調査の結果、オルト・トルイジンに経気道のみならず経皮からもばく露していたと示唆された。						